

34. (Gno.84) ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究

代表：滝沢 誠

2019/02/13 (承認) 2019 年度 (開始)

【研究の目的】

わが国では母法であるドイツ法を対象とする比較法研究は積極的に行われてきたが、それを継受した国家間のいわば横の関係での比較法研究は積極的に行われてこなかった。刑事法学が対処すべき共通の現象のいくつかを対象とし、ドイツ法を継受したわが国、中国、韓国、台湾等の諸外国間の比較法研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

2022 年度は、メンバー個人が各自の研究テーマに即した比較法研究を実施した。

また、本年 10 月 7 日 (金) には、本共同研究グループのメンバーが中心となって、日本比較法研究所、ブツェリウス・ロースクール (Bucerius Law School)、ルードビッヒ・マキシミリアン大学 (Ludwig-Maximilians-Universität)、独日法律家協会 (Deutsch-Japanische Juristenvereinigung)、京都大学法学政治学研究科及び刑法読書会との共催により、第 1 回ドイツ・日本オンライン刑法シンポジウム (Der erste deutsch-japanische Online-Strafrechtstag) をオンライン形式で実施した。そのシンポジウムの概要は、ドイツの学術雑誌において紹介されている (Tagungsbericht, Erster Deutsch-Japanischer Online-Strafrechtstag – traditionsreicher Austausch in neuem Format, JZ 2023, 46 f.)。

さらに、これらと平行して、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染状況の拡大を受けて 2021 年 3 月に実施を延期していたドイツ、わが国、台湾の法制度をトリラテラルに比較検討するコロキウム (「台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域での最近の諸問題」) につき、新型コロナウイルス感染症が世界的に徐々に収束しつつある社会状況に鑑み、台湾及びドイツの関係者と連絡を取り合った結果、2023 年 11 月 21 日 (火)・22 日 (水)・23 日 (木) に実施することが決まった。そこで、2022 年度は、上記コロキウムの実施に向けた企画及び準備を行った。

従って、メンバー個人の各自の研究テーマに即した比較法研究の成果は公表されているものの、上記事情により、本共同研究グループとしての成果は現れていないが、次年度は、上記コロキウムの実施により、メンバー全員が研究成果を報告する予定である。